

臨床倫理部会で承認された医療

当院の臨床倫理部会にて、下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただく事に代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。

尚、添付文書に定める用法用量と異なる治療(適応外使用)により発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となる可能性があります。

本件について同意できない場合、あなた自身への日常の診療における不利益は一切ございません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

医療の内容	ICU、救命救急センター(以下 LEC)、腎センターにおける高濃度カリウム注射製剤を用いたカリウム補正
承認者	帝京大学ちば総合医療センター 病院長 井上 大輔
承認日	2023年6月7日
対象者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
対象期間	承認後から永続的に使用

<p>概要</p>	<p>低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補充を行います。重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/hrを超えない速度で使用し、1日の投与量が100mEqを越えないようにすることとされています。心機能が悪い重症患者では、輸液量を制限しなければ心不全に至るリスクがあります。また、速やかにカリウム値を補正しなければ不整脈を起こすリスクもあります。そのため、ICU、LEC、腎センターにおいて注射用カリウム製剤を高濃度投与、CHDF時の原液投与する場合があります。一方、高濃度カリウム注射液を使用することで予想より血清カリウム値が上昇することがあります。そのため、適正なカリウム注射剤投与のために以下の様に規定をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高濃度カリウム液の規定としてKCL20mEq+生理食塩水80mLとします。 2 高濃度カリウム注射液を点滴ルートの側管から投与するときは、輸液ポンプを接続し機械的に投与します。 3 高濃度カリウム注射液の投与時は必ず心電図モニターを装着し観察を継続します。 4 高濃度カリウム注射液の投与開始時には、医療者2名で指示の内容をはじめとする医療行為を確認します。 5 高濃度カリウム注射剤の投与は、ICU、LEC、腎センターのみで施行可能とし、安全管理部、薬剤部が連携して安全に実施されていることのモニタリングを行います。 6 カリウム注射液の原液投与は、CHDF時の使用のみとし、実施場所はICUのみとします。
<p>お問い合わせ先</p>	<p>帝京大学ちば総合医療センター 診療科 0436-62-1211(代)</p>